

**武蔵野市総合評価方式
実施ガイドライン
【令和3年度改訂】**

令和3年4月

武蔵野市

目 次

1. 総合評価方式導入の背景及び目的	1
2. 総合評価方式の概要	1
3. 技術評価項目及び配点	3
4. 技術評価項目の詳細	5
5. 入札・契約手続きの流れ	8
6. その他	10

1. 総合評価方式導入の背景及び目的

国内の公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少しているため、その受注をめぐる価格競争の激しさが増し、低価格による入札が増加するとともに、手抜き工事の発生、下請業者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような状況に対応するため、公共工事の品質確保を図ることを目的として、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。

品確法第 3 条第 2 項により、公共工事の品質は、『経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない』と規定されている。

また、品確法の施行後、品確法第 8 条第 1 項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。）」の中で、『発注者が、事業の目的や工事に内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。』と、「総合評価方式」を適用することが掲げられている。

本市においても、建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、本ガイドラインを策定し、総合評価方式を実施するものである。

2. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」という品確法の基本理念に基づくものであり、事業者の技術力と価格の双方を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

この方式は、最も低い価格で入札した事業者を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、価格のほか事業者の技術力を評価し落札者を決定するため、公共工事の品質の向上や事業者の技術力の向上、談合等の不正行為の排除等の効果が期待されている。

(2)総合評価方式の方法

総合評価方式の方法としては、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事に適した「市町村向け簡易型（特別簡易型）」を採用するものとする。

ただし、市区町村向け簡易型（特別簡易型）以外の技術力の審査及び評価が必要な案件については、主管課が組織する評価委員会で落札者決定基準（評価項目、評価点、配点等）を作成し、(6)で定める学識経験者への意見聴取を経て、その技術提案等の内容について評価できるものとする。

(3)総合評価方式の対象工事

原則、設計金額が5,000万円以上1億5,000万円未満の工事から選定する。

(4)落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、失格基準価格を下回らない者のうち、価格点と技術点の合計点である総合評価値の最も高い者を落札者とする。総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5)総合評価値の算定方法

次の算出方法による総合評価値により、落札者を決定する。

総合評価値＝価格点＋技術点

ア 価格点

価格点の算出方法は、次のとおりとし、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。

ただし、入札価格が予定価格の7割未満となった場合は0点とする。

$$\text{価格点} = 500/3 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

イ 技術点

①技術点は、技術評価項目の評価点の合計点とする。

②技術点の配点の合計は、50点とする。

(6)学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、中立かつ公正な評価を行うため、次の場合に学識経験者から意見聴取を行う。

- ア 落札者決定基準（評価項目、評価点、配点等）を定めようとするとき。
- イ 落札者を決定しようとするとき（ただし、アにおいて落札者決定時に改めて意見を聴く必要があるとされたときに限る。）。

3. 技術評価項目及び配点

技術評価項目及び配点の標準設定例は表1のとおりとし、案件ごとに工事内容及び工事規模を勘案し、設定することとする。

表1 技術評価項目及び評価点(標準設定例)

評価項目		評価基準	評価点	配点		
企業 の 技術 力	企業 の 施 工 能 力	工事成績 武蔵野市の同種工事の工事成績評定 (過去3年間のうち直近2件の平均)	85以上～	20	20	
			80以上～85未満	15		
			75以上～80未満	10		
			70以上～75未満	5		
			60以上～70未満	0		
			60未満	-10		
			なし	0		
技 術 者	配 置 予 定	優秀工事表彰実績 過去3年間に完了した同種工事 重複して受賞していれば加算	武蔵野市	7	15	
			東京都	5		
			都内区市町村	3		
精 通 度	地 域	営業所の所在地 本店/支店/市外	本店	2	2	
			支店	1		
			市外	0		
地 域 貢 献 度	災 害 時 協 力 協 定 等	緊急工事(単価契約等) 武蔵野市発注のもの限定、過去3年間	あり	2	2	
			なし	0		
			あり	1		1
			なし	0		
配 環 境	環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム 等		あり	1	1	
			なし	0		
信 頼 性 ・ 社 会 性	社 会 貢 献 度	労務単価 2省協定労務単価	協定労務単価	2	2	
			協定の80%以上	1		
			協定の80%未満	0		
		建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 等		あり	2	2
				なし	0	
		法 定 外 労 働 災 害 補 償 制 度		あり	2	2
				なし	0	
		建 設 キ ャ リ ア ア ッ プ シ ス テ ム へ の 事 業 者 登 録		あり	1	1
				なし	0	
		障 害 者 雇 用 の 取 組 み		あり	1	1
なし	0					
男 女 共 同 参 画 の 推 進 育 児 ・ 介 護 休 暇 等		あり	1	1		
		なし	0			
技術点合計			50			

4. 技術評価項目の詳細

(1) 工事成績

過去3年間に完了した武蔵野市発注の同種工事で、直近2件の工事成績評定点の平均点とする。過去3年間とは、入札の告示日の属する年度より3年度前の4月1日から、当該告示日の属する年度の前年度の3月31日までを指すこととする。

【例】令和3年9月1日告示の場合、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間が対象となる。）

なお、上記の直近工事件数が1件の場合は、不足する1件を60点として算定する。また、複数の工事成績評定通知書のしゅん工日が同日の場合は、工事成績評定点の高いものから使用する。

(2) 優秀工事表彰実績

過去3年間に完了した同種工事で、武蔵野市、東京都、他市区町村で表彰された工事がある場合、各1件ずつ加点する。過去3年間の定義については(1)と同様。

(3) 営業所の所在地

以下の者を対象とする。

① 市内に本店を有する者

東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス（以下「共同運営」という。）において、入札参加資格で本店所在地が武蔵野市として登録されており、公表日現在3年以上営業を継続している者

② 市内に支店・営業所等を有する者

共同運営において、入札参加資格で支店・営業所等所在地が武蔵野市として登録されており、公表日現在3年以上営業を継続している者。なお、契約締結の権限を有する代理人を置いていることとする。

(4) 災害時協力協定等

「災害時における応急対策活動に関する協力協定」又は「災害時における水道施設の応急復旧等に関する協力協定」を本市と締結している団体に所属している者を対象とする。

(5) 緊急工事(単価契約工事)等実績

過去3年間の以下の契約を対象とする。過去3年間の定義については(1)と同様。

本市発注の道路補修等の単価契約工事又は災害時における緊急施工工事で完了した実績。

(6)環境マネジメントシステム等

以下のいずれかの認証を取得し、現在も登録している者を対象とする。

- ①ISO14000 シリーズの 14001
- ②財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター認証のエコアクション 21
- ③有限責任中間法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上）
- ④特定非営利活動法人 KES 環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上）

(7)労務単価

国土交通省と農林水産省が公共事業労務調査に基づき、公共工事の工事費の積算に用いるために決定している公共工事設計労務単価（基準額）（以下、「2省協定労務単価」という。）以上、または2省協定労務単価の80%以上である者を対象とする。

2省協定労務単価との比較は、職種ごとの平均支給額により行う。

(8)建設業退職金共済制度等

建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度に加入、若しくは退職金一時金制度を導入等、経営事項審査で加点評価される制度を対象とする。

(9)法定外労働災害補償制度等

（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付について契約を締結する等、経営事項審査で加点評価される制度を対象とする。

(10)建設キャリアアップシステムへの事業者登録

建設キャリアアップシステムに事業者登録を行い、実際に活用している場合を対象とする。

(11)障害者雇用の取組

障害者の雇用の促進等に関する法律で義務付けられた事業者は、2.3%を超

える障害者を雇用している場合を対象とする。

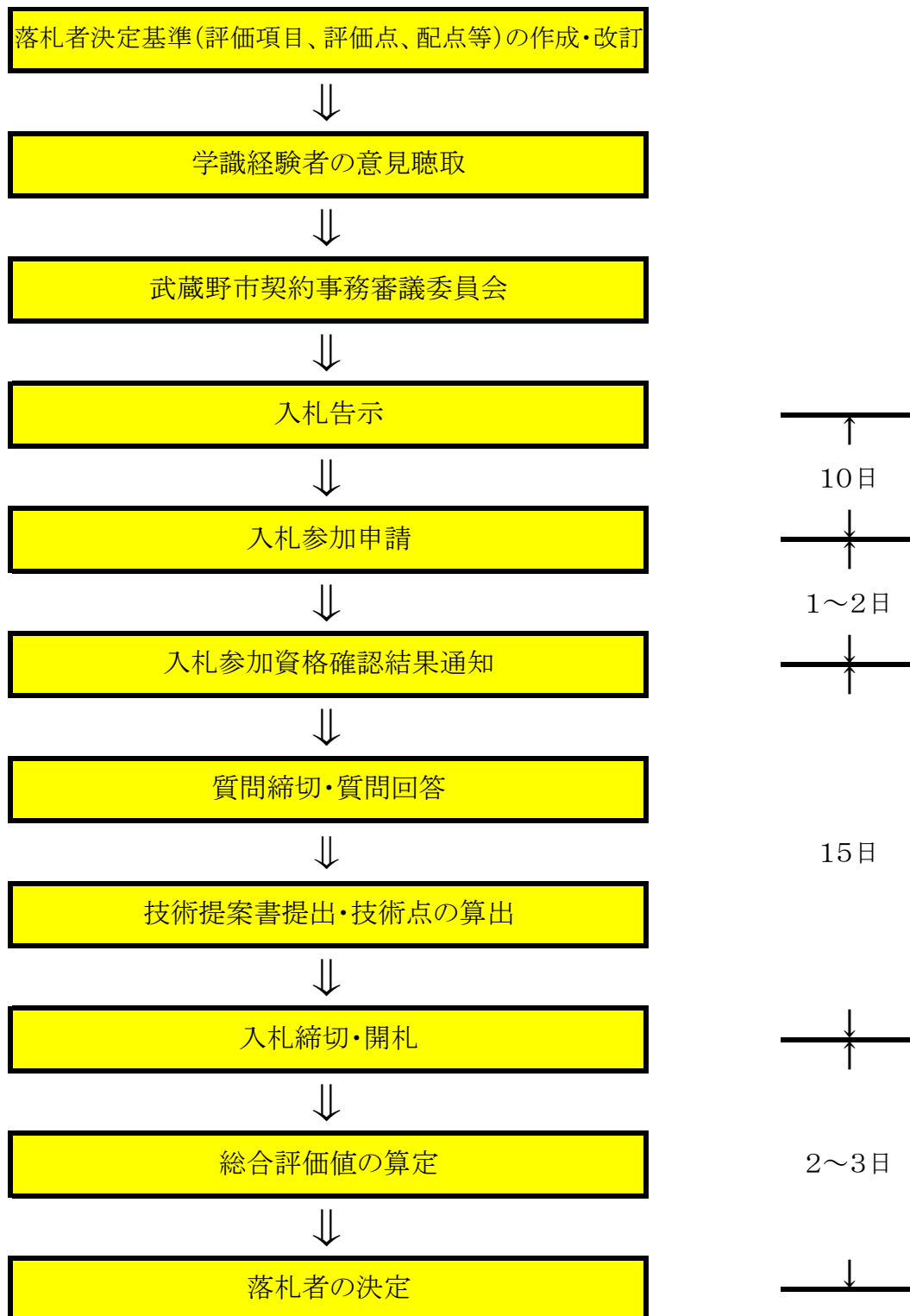
義務付けられていない事業者は、障害者を雇用している場合を対象とする。

(12)男女共同参画の推進

育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女共同参画に関する制度を対象とする。

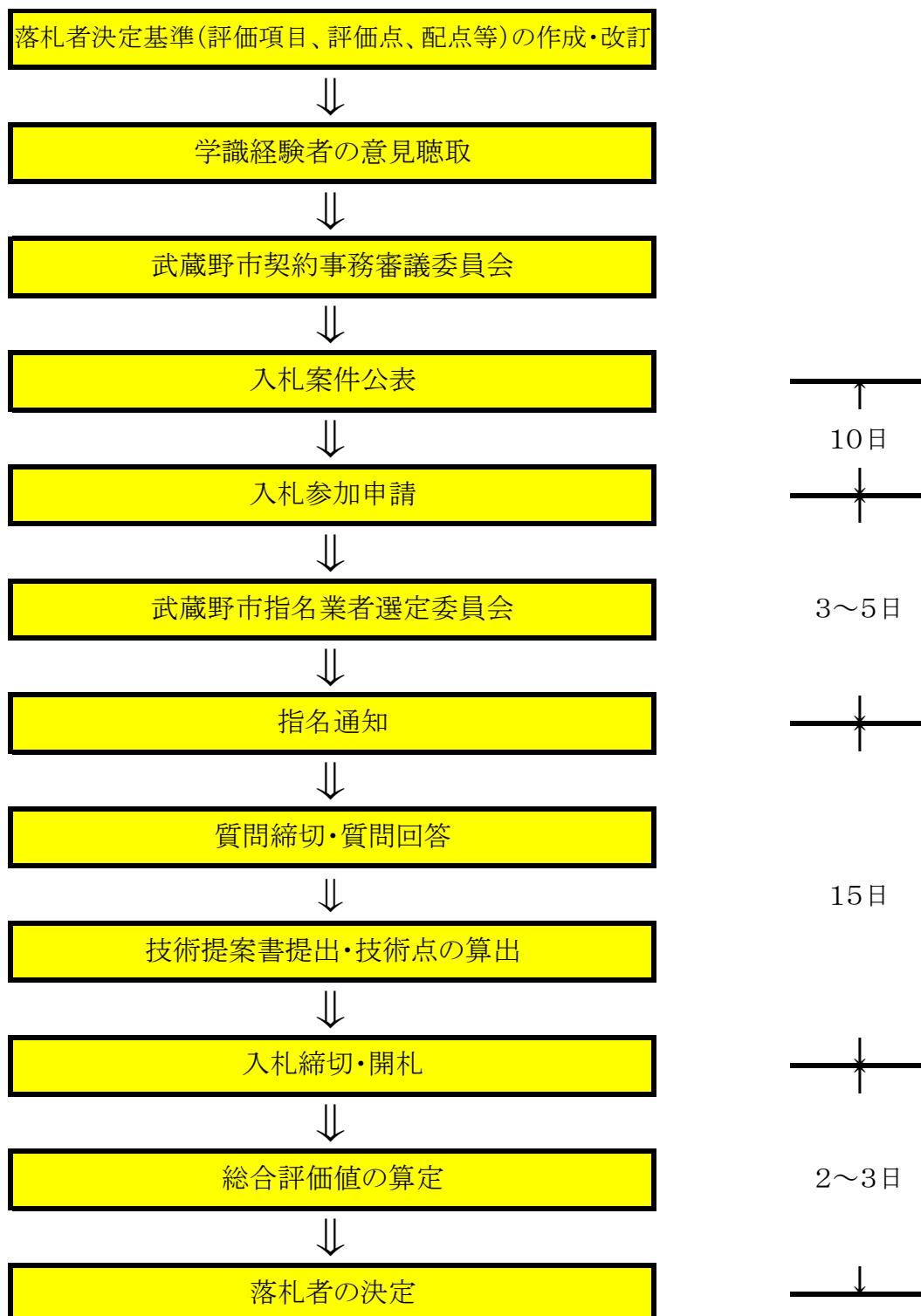
5. 入札・契約手続きの流れ

(1) 制限付一般競争入札



※ 2(6)アにおいて、落札者決定時に学識経験者への意見聴取が必要とされた場合は、総合評価値の算定後に当該意見聴取を行う。

(2) 工事希望制指名競争入札



※ 2(6)アにおいて、落札者決定時に学識経験者への意見聴取が必要とされた場合は、総合評価値の算定後に当該意見聴取を行う。

6. その他

(1)申請内容の不正行為等

虚偽の申請その他悪質な行為があった場合、武蔵野市工事請負業者指名停止基準（平成7年4月1日実施）に基づく措置を講ずるほか、当該事業者の入札を無効とする。

(2)情報公開

落札者を決定した場合は、契約後速やかに次の事項を公表する。

ア 落札者名

イ 入札者の入札価格

ウ 入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評価値）

武蔵野市総合評価方式実施ガイドライン

発行日 令和3年4月

編集 武蔵野市財務部管財課
